

○鳥羽志勢広域連合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

〔平成11年4月9日〕
〔条例第26号〕

改正 平成16年10月1日条例第3号

鳥羽志勢広域連合職員団体のための職員の行為の制限の特例については、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（平成16年志摩市条例第46号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年10月1日条例第3号）

この条例は、平成16年10月1日から施行する。